

## 利用約款

事業所名	生活支援ハウス 丘の家
事業種別	西海市高齢者生活支援ハウス運営事業

### (約款の目的)

第1条 社会福祉法人せいひ会 丘の家（以下、「当施設」という）は、西海市長より生活支援ハウス利用決定通知書を受けた者（以下、「利用者」という）に対し、西海市高齢者生活支援ハウス運営事業実施条例施行規則並びに生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱（平成12年9月27日厚生省老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知別紙）に基づき、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することを目的として、当施設において、介護支援機能、居住機能及び交流機能、並びに附帯するその他のサービスを総合的に提供し、一方、利用者及び身元引受人は西海市より通知された負担金を支払うほか、当施設に対し当該サービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が生活支援ハウス丘の家利用同意書を当施設に提出したのち、2023年8月1日以降から効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

### (身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 当施設の利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、または利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。ただし、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、または当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為または反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができず。ただし、第1項ただし書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### (利用者負担金)

第4条 利用者は、西海市に対し、本約款に基づく高齢者生活支援ハウスサービスの利用者負担金として、西海市より通知された金額を遅延なく支払うものとします。

#### (利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく高齢者生活支援ハウスサービスの対価として、別紙2の料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用した事物の提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月5日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者または身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人または利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 当施設は、高齢者生活支援ハウス入居時に保証金を預かる場合は利用者または身元引受人より同意を得たうえで、入居時に保証金として、極度額50万円を限度にお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当し、退居時にお支払いの過不足を清算することとします。

#### (費用負担)

第6条 当施設及び利用者は、別紙3に示す「補修費負担区分表」(以下、「補修区分」という)に基づいて必要な修繕を行わなければなりません。ただし、利用者の故意または過失が原因で住居を汚損、破損した場合は利用者の負担とします。

- 2 前項の規定に基づき当施設が修繕を行う場合において、利用者は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができません。また、その場合、住居の使用上の制約に関し、当施設はその責めを負わないものとします。
- 3 利用者は利用期間にかかわらず基本補修費用として、畳の表替、ハウスクリーニング費用を負担することとします。

### (有効の消滅)

第7条 天災地変等により、住居が滅失もしくは建物としての効用を失ったとき、本約款の有効は当然に消滅します。

### (利用者による解除)

第8条 利用者は、当施設に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、この約款に基づく利用を解除することができます。ただし、1ヶ月前までに解除の予告のない場合には、予告日より起算して1ヶ月分の利用料金相当額を当施設に支払うものとしします。

2 身元引受人も前項と同様に利用を解除することができます。ただし、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者及び身元引受人は、以下の各号に該当する場合はいつでもこの約款に基づく利用を解除することができます。

- ① 当施設が正当な理由なしに高齢者生活支援ハウスサービスの提供を行わない場合
- ② 当施設が守秘義務に反した場合
- ③ 当施設が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱した行為を行った場合
- ④ 当施設が西海市との委託契約を終了した場合
- ⑤ 当施設が休止した場合
- ⑥ その他当施設がこの約款に定める高齢者生活支援ハウスサービス提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

### (当施設からの解除)

第9条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用契約を解除することができます。

- ① 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な高齢者生活支援ハウスサービスの提供を超えると判断された場合
- ② 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ③ 利用者または身元引受人が、当施設、当施設の職員または他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ④ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。ただし、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、高齢者生活支援ハウスサービスの提供を行うことができない場合

- 2 当施設は、前項各号の他にやむを得ない事情がある場合、利用者及び身元引受人に対して1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することによりこの約款に基づく利用を解除することができます。

#### (利用の終了)

第10条 次の事由に該当した場合は、この約款に基づく利用は自動的に終了します。

- ① 利用者が西海市長より高齢者生活支援ハウス利用取消通知書を受けた場合
- ② 利用者が医療機関に入院、あるいは介護保険施設等へ入所し、3ヶ月以上経過した時点で、1ヶ月以内の退院あるいは退所の見込みがつかない場合
- ③ 利用者が死亡した場合

#### (原状回復及び明け渡し)

第11条 利用者は、この約款に基づく利用が終了し、住居を明け渡すときは遅滞なく、現状に回復して退去しなければなりません。この場合、利用者は当施設に対して立退料、移転料、損害賠償その他何等の名義をもってするを問わず、この約款に基づく以外の一切の請求をしないものとします。

- 2 前項の明け渡しの後、住居及び敷地内に利用者が残置したものがあるときは、利用者がその所有権を放棄したものとし当施設はこれを随時、任意に処分撤去できます。処分費用については利用者の負担とします。

#### (立ち入り)

第12条 当施設または当施設に特に指定された者は、緊急事態の発生及び住居の防火、構造の保全及び管理上特に必要があるときは、住居内に立ち入りこれを点検し、適宜の措置をとることができるものとします。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第13条 当施設とその職員は、社会福祉法人せいひ会の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人または利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

- 2 当施設は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援当施設等に対して、利用者または当該家族の情報提供を行いません。
- 3 前2項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### (緊急時の対応)

第14条 当施設は、入居中の利用者の心身の状態が急変した場合、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### (事故発生時の対応)

第15条 高齢者生活支援ハウスサービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 前項のほか、必要に応じ、当施設は利用者の身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して速やかに連絡し、西海市の指定する行政機関に対し、当該行政機関の定めるところにより速やかに報告します。

#### (要望または苦情等の申出)

第16条 利用者または身元引受人は、当施設の提供する高齢者生活支援ハウスサービスに対しての要望または苦情等について、管理者に申し出ることができ、または、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、当事業所の提供する高齢者生活支援ハウスサービスに対しての要望または苦情等は、別紙4に示す第三者委員ならびに行政機関等へ申し出ることができます。
- 3 当事業所の提供する高齢者生活支援ハウスサービスに対しての要望または苦情等の取り扱いについては、別途「相談・苦情対応に関する規程」の定めるところによります。

#### (賠償責任)

第17条 高齢者生活支援ハウスサービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとしします。

- 2 利用者は、故意、または過失により住居に破損、汚損その他損害を与えたときは、直ちに損害の全部を当施設に対し賠償するとともに近隣、その他第三者に損害を与えたときはその一切の損害を賠償しなければなりません。
- 3 利用者は利用者の責任以外の火災、盗難、その他諸設備の故障による当施設の損害もしくは、本建物の居住を不可能にするような非常事態の発生による当施設の損害については責任を負いません。

#### (善管注意義務)

第18条 当施設は、高齢者生活支援ハウスサービスを提供するにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

#### (本約款に定めのない事項)

第19条 この約款に定められていない事項は、西海市高齢者生活支援ハウス運営事業実施条例施行規則その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

#### (裁判管轄)

第20条 利用者及び身元引受人と当施設は、本約款に基づくサービス提供に関してやむを得ず訴訟となる場合は、施設の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

<別紙1>

サービスを提供する施設について

(2023年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	生活支援ハウス 丘の家
施設の種類	高齢者生活支援ハウス運営事業
開設年月日	2001年4月1日
所在地	〒851-3302 長崎県西海市西彼町中山郷 2088-1
電話番号 (FAX)	0959-29-5100 (0959-27-1360)
管理者名	施設長 森圭介

(2) 高齢者生活支援ハウス目的と運営方針

事業の目的	デイサービスセンターに居住部門を併せて整備で、介護支援・居住・交流の3つの機能を総合的に提供する小規模多機能施設であり、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。
施設運営の方針	利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

(3) 施設の職員体制

職種	人員数	勤務体制	業務内容
管理者	1名	A	職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
生活援助員	3名以上	A/D/O	生活の援助、緊急時の対応等を行う。

[A]日勤 (8:00-17:00) [D]遅出 (9:00-18:00) [O]宿直 (17:00-8:00)

(4) 入居定員等

入居定員	20名
居室	20室 (全個室)

2. 基本サービス内容

当施設は、以下に定めるサービスを基本サービスとして提供します。

- ① 住居の提供
- ② 各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応
- ③ 利用者が、通所介護、訪問介護等介護保険サービス及び保健福祉サービスを必

要とする場合に、利用の手続の援助等

- ④ 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供
- ⑤ 階段、廊下等の共用部分の清掃、及び共用部分に係る消耗品の補充

### 3. 附帯サービス内容

当施設は、利用者の選択に基づき、以下に定めるサービスを附帯サービスとして提供します。

- ① 食事（朝食・昼食・夕食）の提供

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- 施設の衛生管理上、当施設において、当施設の手配によらない、外部の事業所等（配食サービス他）による食事の提供を受けることはご遠慮ください。
- 建物内はすべて禁煙です。建物外でも、喫煙は所定の場所をお願いします。
- 設備及び備品の使用については、使用法に従って使用してください。故意または重大な過失を伴う施設設備の汚損・毀損があった場合、原状回復のための費用をご負担いただきます。
- 金銭及び物品は自己管理してください。紛失等につき施設では責任を負いかねます。
- ペットの持ち込みは、衛生管理上お断りします。
- 当施設では、ご利用いただく皆様方に余分な負担をおかけしたくないという趣旨から、謝礼、贈り物等につきましては固くお断りしております。

### 5. 非常災害対策

- 防災設備 避難口、防火戸、自動火災報知設備、非常通報装置、漏電火災警報機、非常警報設備、誘導等及び誘導標識等
- 防災訓練 年2回以上（避難誘導（夜間想定含む）、消火及び通報訓練）

### 6. 禁止事項

- 当施設では、多くの方に安心して入居生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- 住居の全部もしくは一部を第三者に転貸（同居、共同使用等を含む）することは禁止します。
- 住居の増築、改築もしくは改造、また、敷地内における工作物の設置を行うことは禁止します。
- 住居の内外において危険な火気、可燃物等の取扱行為や危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑になる行為や、衛生上有害となる行為並びに、住居に損害を及ぼす行為をすることは禁止します。
- 住居の内外において、動物（犬・猫を含む。）の飼育をすることは禁止します。



- 建物の階段、廊下等の共用部分及び敷地内に物を置き、独自に占有使用することは禁止します。
- 職員に対し、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げる、唾を吐く等）、精神的暴力（暴言、嫌がらせ、誹謗中傷等）、セクシャルハラスメント（胸をさわる、卑猥な行動や言動等）などの著しい迷惑行為があり、施設のお願いで改善が見込めない場合や施設がサービスの提供が出来ないと判断した場合は、サービス契約の解除を行い、西海市へ状況を報告します。

#### 7. 要望及び苦情等の相談

当施設の生活援助員にお気軽にご相談ください。（電話 0959-29-5100）

要望や苦情などは、管理者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、玄関ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

<別紙2>

・利用料金について

(2023年8月1日現在)

(1) 利用料金について

利用料金は、以下に示す、①、②、③及び④の合計額を、(2)の支払い方法によりお納めください。(※がつく項目は消費税課税項目です。)

①共益費 月額 15,000 円

⇒共用部分における水光熱費・日用消耗品費・教養娯楽費他の金額です。

②食事サービス費\* 日額 1,560 円 (税込)

⇒食事(朝食、昼食、夕食)の提供を希望された場合の料金です。

提供は月単位で、当該月の入居日数分をご請求します。

1か月が30日の場合、46,800円(税込)となります。

③電気代\* 月額 (実費)

⇒居室ごとに設置されたメーターを毎月定期的に計量しご請求します。

④その他の料金 (医療費立替金など) (実費)

(2)支払い方法

利用料金は、毎月5日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。領収書は再発行できませんので、大切に保管ください。

お支払い方法は、以下のいずれかの方法があります。なお、支払いに係る手数料は各自ご負担ください。

- 口座振替： 事前に、所定金融機関(十八親和銀行)への手続きが必要です。口座番号等のわかるものと通帳印をお持ちいただき、窓口でお申し込みください。手続き後は、請求月の15日(土日祭日にあたる場合はその翌日)に請求金額が口座から振り替えられます。

- 銀行振込： 利用料請求明細書に記載の口座へお振込みください。
- 現金またはクレジットカード： シニアヴィレッジせいひ（長崎県西海市西彼町鳥加郷 2201-2）窓口へ現金もしくはクレジットカード（取り扱いのないクレジットカードもあります。ご了承ください。）をお持ちください。なお、窓口での取り扱いは、毎月 5～15 日の午前 9 時から午後 4 時までです。これ以外の期間は、銀行振込でお支払いただきますようお願いいたします。

※利用者負担金について

生活支援ハウス運営事業利用負担金決定通知により通知された金額となります。西海市へ納入ください。

<別紙3>

・補修費負担区分表

(1) 建物と外回り

項目	内容	負担者	
		当施設	利用者
建物主要部分	壁、屋根、柱、基礎等の修理、取替	○	
雨どい	修理、取替	○	
	ゴミ詰まりの清掃、簡単な調整		○
門扉、塀、ベランダ等	老朽による塗装、修理、取替	○	
窓、網戸、扉等	窓の鍵付修理、窓枠の修理、本体の取替	○	
	窓ガラスの取替、鍵の補修・取替・網戸の鍵付・補修、網の張替		○
庭	定期的な剪定、大掛かりな害虫駆除・消毒	○	
	除草、部分的な害虫駆除・消毒		○

(2) 占有住居部分

項目	内容	負担者	
		当施設	利用者
壁・天井・床	自然的老朽及び下地・骨組に関わる補修	○	
	傷、汚れ、カビ等の表面的な清掃、塗装、張替		○
建具	本体の調整、取替、枠組の調整	○	
	蝶番の調整、襖の張替		○
畳	老朽による畳床の取替	○	
	畳表の取替・裏替		○
IHコンロ・換気扇	老朽等による本体の修理、取替	○	
	調整、清掃		○
流し台・吊棚	老朽による修理・取替	○	
	付属部品の調整・補修、取替（水道蛇口のパッキン取替等）		○
ユニット式洗面台	老朽による修理・取替	○	
	付属部品の調整・補修、取替（ゴム栓、鎖、蛇口パッキング等）		○
便器・タンク	老朽等による本体の修理、取替	○	
	便座、フタ及び蝶番の調整・修理		○
	消耗部品の補修、取替、給水管等の締付調整、配水管の詰り補修		○

壁・床・天井	老朽による大修理	○	
	目地の部分補修、カビの清掃		○
電気設備	基本配線の補修、漏電の補修、ブレーカー等の補修	○	
	電気笠、電球、コンセント、スイッチ、テレビ端子等の補修、取替		○
給排水設備	基本配管の補修、取替	○	
	パッキング等の部品取替、締付、排水詰り補修等		○
ナースコール	本体取替、調整、修理	○	
カーテンレール・ タオルかけ等	修理、取替、固定		○

(3) 共用部分・共用設備

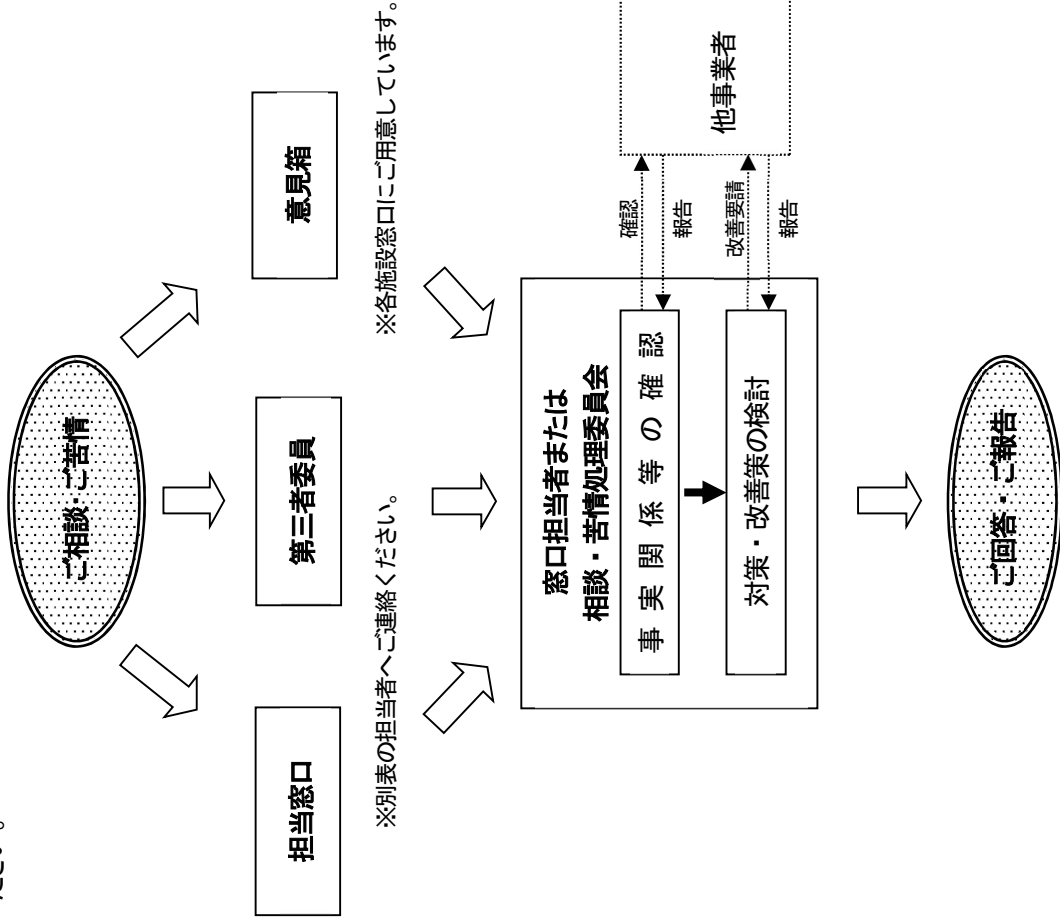
内容	負担者	
	当施設	利用者
修理・取替、調整・補修・清掃、その他	○	

※ 利用者の故意または過失が原因で汚損、または破損した場合は、利用者の負担となります。

〈別紙4〉

### ご相談・ご苦情について

社会福祉法人せいひ会では、より質の高い開かれたサービスの提供を目指すため、皆様のご相談・ご苦情に、迅速かつ適切に対応できる体制を、下記のとおり整えております。下記の窓口または意見箱をご利用いただき、何なりとお申し付けください。



※別表の担当者へご連絡ください。

※各施設窓口にご用意しています。

【担当窓口】 FAX 0959-28-1028 電子メール info@seihikai.or.jp

事業拠点(・事業)		担当者	電話番号
シニアヴィレッジせいひ	・介護老人保健施設(短期療養含む) ・通所リハビリテーション	高田裕介	(0959) 28-1100
	・認知症対応型共同生活介護	大島直輝	
せいひ中央 クリニック	・訪問看護 ・居宅療養管理指導 ・訪問リハビリテーション	本田元人	(0959) 28-1190
コミュニティセンター元亀	・地密通所介護 ・生活支援ハウス ・居宅介護支援	森圭介	(0959) 27-1064
風和の里	・介護老人福祉施設(短期生活含む)	吉野公崇	(0959) 29-7170
	・訪問介護	平井洋子	
寿限無	・介護老人福祉施設(短期生活含む) ・地密通所介護	宮原克也	(095) 884-0080

### 【苦情等解決責任者】

職氏名	連絡先
理事長 吉野サト子	長崎県西海市西彼町中山郷2116番地 TEL. 0959-27-1064 FAX. 0959-27-1360

### 【第三者委員】

委員		連絡先
山下 肇 (弁護士)	山下肇弁護士事務所 長崎県長崎市中町2番2号 興士会館9階 TEL. 095-821-3218 FAX. 095-824-2255	
村川 啓一郎 (法人監事)	長崎県長崎市西海町4715-28 TEL. 090-7297-2566	

なお、下記公共機関窓口でも相談・苦情を受付けています。

- 西海市保健福祉部長寿介護課 ☎(0959)37-0024 各市町村の介護保険
- 長崎市高齢者すこやか支援課 ☎(095)829-1146 除担当窓口でも受
- 長崎県国民保険連合会 ☎(095)826-1599 け付けています。